弁理士登録公告

平成24年１月18日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　　録

月　日	登録番号	氏　名
１月18日	17944	大野　陽平
１月18日	17945	會田　悠介
１月18日	17946	川上　**溢**喜

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成23年12月28日	15103	吉良　香	申請抹消
平成23年12月30日	08583	松崎　清	〃
平成24年１月13日	09370	山本　貴和	〃

弁理士数　9,140名

（平成24年１月18日現在）

平成 24 年２月６日　　日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成24年１月18日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。

付　　記

月　日	登録番号	氏　名
１月18日	13936	中鳥　武雄

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　2,583名

（平成24年１月18日現在）

平成 24 年２月６日　　日本弁理士会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳(年齢40歳代前後、男性と推定される)、頭蓋骨の周囲50.5㎝、下顎はなく、上顎に残存する歯牙については、右３番、５番、６番、左６番、所持金品なし

上記の者は、平成23年３月４日午後１時20分頃、前橋市亀泉町144番地１先上毛電気鉄道株式会社線路南側沿い法面上において人骨（頭蓋骨）の状態で発見されました。死亡日は不詳（死後経過時間10年から15年くらいと推定される）。死亡原因は不詳。

身元不明のため、遺体は火葬に付し、遺骨は前橋市嶺町1300番地嶺公園内の当市納骨堂に保管しておりますので、心当たりの方は、当市社会福祉課までお申し出ください。

平成 24 年２月６日

群馬県　　前橋市長　高木　政夫

公示送達

中部広域都市計画事業美里土地区画整理事業の清算金金額決定通知書の送付に代える公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第１項の規定による中部広域都市計画事業美里土地区画整理事業の下記１の者に対する清算金金額決定通知書は、送付すべき場所を確知することができない又は送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第１項及び第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を下記２のとおり公告する。

平成 24 年２月６日

中部広域都市計画事業
美里土地区画整理事業
施行者　沖縄市
代表者　沖縄市長　東門美津子

１　書類の送付を受けるべき者の住所（所在）及び氏名（名称）

⑴　沖縄市字美里479番地
　　川上　シズ

⑵　沖縄市美里２丁目20番11号
　　比嘉　善範

⑶　アメリカ合衆国カリフォルニア州ヴァナイズオストロム通り7231番地
　　島袋　善市

２　通知の内容

土地区画整理法第110条第１項の規定により、中部広域都市計画事業美里土地区画整理事業の清算金の徴収及び交付において定められた別紙清算金金額決定通知書及び清算金内訳書のとおり通知します。

教示

１　審査請求について

この通知について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)

ただし、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　取消訴訟について

この通知の取消しの訴えは、この通知があったことを知った日(１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内にに、沖縄市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において沖縄市を代表する者は、沖縄市長です。

ただし、この通知があったことを知った日(１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この通知の日(１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、別紙清算金金額決定通知書及び清算金内訳書は掲載を省略し、それらを沖縄県沖縄市美原３丁目１番１号　社団法人沖縄市シルバー人材センター敷地内に設置されている掲示板において掲示する。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十三年十二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月六日

札幌市中央区北一条東八丁目八〇―一四
新北光石油株式会社
代表清算人　古寺　幸夫

解散公告

当社は、平成二十四年二月二日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月六日

千葉県浦安市美浜一丁目六番一一〇号
有限会社リーダーズマネージメント東京
代表清算人　岡本　邦子

解散公告

当社は、平成二十四年一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月六日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一一番一号
株式会社フライト
代表清算人　保坂　健志

解散公告

当社は、平成二十四年一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月六日

東京都昭島市緑町三丁目一三番一四号
株式会社丸光ベニヤ
代表清算人　奥隅　　薫

解散公告

当社は、平成二十四年一月一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月六日

東京都港区新橋二丁目三番七号
株式会社ＳＵＮＰＬＵＳ
代表清算人　宇都宮秀人